秋光園ホームヘルプサービス事業所重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（鹿児島県指定 第 4672900091）

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1．事業者 P1
2．事業所の概要 P2
3．事業実施地域及び営業時間 P2
4．職員の体制 P3
5．当事業所が提供するサービスと利用料金 P3
6．サービスの利用に関する留意事項 P8
7．苦情の受付について P9
8．事故発生時の対応 P9
9．情報開示について P9
10．緊急時の連絡について P10
11．人権擁護・虐待防止のための措置 P10
12．身体拘束について P10
13．業務継続に向けた取り組みについて P10
14．職場におけるハラスメント対策 P10
15 守秘義務に関する対策 P11
16 感染症予防及びまん延防止のための対策 P11
17 その他 P11

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　九十九会
（２）法人所在地　　鹿児島県日置市東市来町長里３６０番地１
（３）電話番号　　099-274-3770

（４）代表者氏名　　理事長　久保　哲

（５）設立年月　　平成５年８月５日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定訪問介護事業所・平成１２年２月２４日指定
鹿児島県 4672900091 号

（２）事業の目的と運営方針
要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（３）事業所の名称　　秋光園ホームヘルプサービス事業所

（４）事業所の所在地　鹿児島県日置市東市来町長里３６０番地１

（５）電話番号　　０９９－２７４－３７７０

（６）事業所長（管理者）氏名　　久保　ひろこ

（７）開設年月　　平成７年１月２０日

（８）事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【介護老人福祉施設】　　平成１２年２月１７日指定　鹿児島県 4672900067 号
定員７０名

【通所介護】　　平成１２年２月１７日指定　鹿児島県 4672900083 号
定員３５名

【短期入所生活介護】　　平成１２年２月１７日指定　鹿児島県 4672900067 号
定員１２名

【居宅介護支援事業】　　平成１１年８月３１日指定　鹿児島県 4672900018 号

【認知症対応型共同生活介護】平成１２年３月２３日指定　鹿児島県 4672900133 号
定員１８名

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　日置市東市来町、いちき串木野市、日置市全域

（２）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日　12 月 30 日～1 月 3 日まで除く
受付時間	月～日　　８時　　～１８時
サービス提供時間帯	月～日　　８時　　～１８時　　（早朝・夜間対応可） ただし、要請があれば、必要に応じて訪問する。

４．職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
１．事業所長（管理者）	１名			名	職員への指揮命令
２．サービス提供責任者	１名以上			名	技術指導、利用申込みに係る調整、訪問介護計画の作成
３．訪問介護員	１名以上	５名以上		名	訪問介護の提供

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

○身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
○生活支援
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）を踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…浴室への誘導や見守り、入浴中の先身、洗髪等又は、入浴かが困難な方は体を拭く（清拭）などを行います。

○排泄介助

…おむつ交換採尿器の差し込み介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

○食事介助

…配膳から下膳までを含め、食事の介助、見守りを行います。

○体位変換

…褥瘡の防止のために、体位変換を行う際の介助を行います。

○外出介助

…身体状況により必要な介助を行い（歩行見守り・歩行介助・車イス介助等）食品・日用品の買物同行、通院時（院内以外）の外出介助を行います。

〇自立支援のための見守り的援助

…自立支援、ＡＤＬ向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等で、具体的には一緒に調理や掃除等の家事を行います

② 生活支援

○調理

…ご契約者の食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の日常的な衣類等の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内の修繕などを行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の日常的に使用している居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

＊同居家族がいる場合、生活援助を行うことはできません。

③ 通院等のための乗車又は降車の介助

…車両への乗車又は降車の介助を行います。また、通院等に伴い、これに関連して行われる、居室内での「声掛け・説明」「病院に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」

＜サービス利用料金＞（契約書第 8 条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は
別表１の通りです。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な

所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%

・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%

・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆訪問介護養成研修 3 級課程（ヘルパー3 級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の 5%が割り引かれます。

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

＊2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆初回加算　初回サービス利用時及び、過去 2 ヶ月当該事業所の利用がない場合、サービス提供責任者が同行した場合に加算します。

☆緊急時訪問介護加算　居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護（身体介護中心）を利用者又はその家族からの要請があり、居宅介護支援事業者が必要と認め、24 時間以内に行った場合に加算します。

☆特定事業所加算（Ⅱ）　所定単位数の１０％を加算します。（Ｈ２２．４．１より）

☆生活機能向上連携加算　自立支援・重度化防止に資する介護の推進及び利用者の在宅における生活機能向上を目的とし、当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降３月間、１月につき所定単位数を加算します。

①生活機能向上連携加算（Ⅰ）１００単位／月

・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業者又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（＊原則として認可病床 200 未満のものに限る）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・

カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）します。

・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者状態を把握した上で、助言を行う事を定期的に行います。

②生活機能向上連携加算（Ⅱ）２００単位／月

・現行の訪問看護リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行います。

☆認知症専門ケア加算（Ⅰ）３単位／日

・ 認知症高齢者の日常生活自立度III以上の者が利用者の 100 分の 50 以上

・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度III以上の者が 20 名未満の場合は１名以上、20 名以上の場合は１に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施します。

・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行います。

☆認知症専門ケア加算（Ⅱ）４単位／日

・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を行います。

・ 訪問介護職員ごとの認知症ケアに関する研修を行います。

☆口腔連携強化加算 50 単位／月

・ 口腔の健康状態の評価を実施し利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供します。

☆R8.6.1 より介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位数（加算を含む基本単位）の 28.7%を加算します。

加算		介護給付額 １００％	内自己負担額 １０％
初回加算	1 月につき	2,000 円	200 円
緊急時訪問介護加算	1 回につき	1,000 円	100 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1 月につき	1,000 円	100 円

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）＊

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

※別表１のサービス利用料金を参照。

（３）交通費（契約書第 7 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．　ヘルパーへのお支払い（担当もしくは他のヘルパーが、料金の集金にお伺いします） **イ．窓口での現金支払い** **ウ．下記指定口座への振り込み** **鹿児島信用金庫　湯之元支店　普通預金　7268286** **口座名義　社会福祉法人九十九会**

（５）利用の中止、変更（契約書第 8 条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	**無料**
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	**１，０００円**

○サービス利用の変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（２）訪問介護員の交替（契約書第 5 条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（３）サービス実施時の留意事項（契約書第 6 条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「５．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（４）サービス内容の変更（契約書第 8 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（５）訪問介護員の禁止行為（契約書第 12 条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為
②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

７．苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］　サービス提供責任者　寺師　瑞恵

○受付時間　毎週月曜日～土曜日

８：３０～１７：３０

（２）行政機関その他苦情受付機関

日置市役所東市来支所 市民課福祉係	所在地　日置市東市来町長里８７－１ 電話番号：099-274-2111・ＦＡＸ：099-274-4074 受付時間：8:30～17:00
いちき串木野市 健康増進課介護保険係	所在地　いちき串木野市昭和通１３３－１ 電話番号：0996-33-5673 受付時間：8:30~17:00
鹿児島県国民健康保険団 体連合会	所在地　鹿児島市鴨池新町 7-4（県市町村自治会館内） 電話番号：099-206-1084・ＦＡＸ：099-206-1069 受付時間：8:30～17:00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地　鹿児島市鴨池新町 1-7（県福祉センター内） 電話番号：099-256-6789・ＦＡＸ：099-250-9358 受付時間：8:30～17:00
鹿児島県介護福祉課 事業所指導係	所在地　鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電話番号：099-286-2696 受付時間：8:30～17:30

８．事故発生時の対応ついて

（１）　事業者は、利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、文書で、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に必要な処置を講じます。

（２）　事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこないます。

９．情報開示について

サービス担当者会議等において必要な個人情報を開示することがあります。

サービス提供記録は利用者の求めに応じて開示することができます。

10．緊急時の連絡について

ご利用者の急変時やホームヘルパーの報告にもとづきチーフヘルパーが必要と判断した時は、あらかじめ契約時に確認した緊急連絡先及び医療機関へ連絡・相談・報告をいたします。

11．人権擁護と虐待防止のための措置

①高齢者等の人権の擁護、虐待の防止等のための指針を整備し、責任者及び委員会を設置し、従業者に対し、定期的に研修を行います。

○お客様相談係＜受付窓口（担当者）＞サービス提供責任者　寺師　瑞恵

○受付時間　　毎週月曜日～土曜日　　8：30～17：30

＜虐待防止責任者　［職名］管理者　久保ひろこ＞

②職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

③サービスを提供中に、職員又は養護所（玄以擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12．　身体拘束について

当事業所は原則として利用者に対して身体拘束、その他行動を制限する行為を廃止しております。ただし、当該利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族の同意を得た上で当施設のマニュアルに従い行うことがあります。

13．　業務継続に向けた取り組みについて

感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

14．　職場におけるハラスメント対策

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される必要な装置を講じるものとします。ご

契約者又はそのご家族等が、訪問介護員等に対して、故意に暴力や暴言、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの中断や契約を解除させていただく場合があります。

15．守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16.衛生管理・感染症予防及びまん延防止のための対策

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所内の衛生管理、介護ケアに係る感染対策を行い、感染症の予防に努めます。ご利用者やご家族に感染症の恐れのある場合は、念のため予防的な処置をさせていただきます。その際のマスクやゴム手袋等の物品は、事業所が準備いたします。

感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓訓練を実施します。また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（ＢＣＰ）に基づいて対応します。

17.その他

事業所では、介護福祉士やホームヘルパーの養成のための実習生の受け入れをしています。サービス提供時に実習生が同行する場合があります。

令和　　年　　月　　日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

秋光園ホームヘルプサービス事業所
説明者職名　サービス提供責任者　　氏名　　寺師　瑞恵　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者　　住　所

　　氏　名　　印

ご家族　　住　所

　　氏　名　　印

　　続　柄

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

附則

※この重要事項説明書は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する

※この重要事項説明書は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する

※この重要事項説明書は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する

※この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

※この重要事項説明書は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する

※この重要事項説明書は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する

※この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

※この重要事項説明書は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する

※この重要事項説明書は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する

（別表1）　　訪問介護

身体介護

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 （30分増す毎に）
1.	サービス利用料金	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円	820 円
2.	うち介護保険から給付される金額	1,467 円	2,196 円	3,483 円	5,103 円	738 円
3.	サービス利用に係る自己負担金（1割負担の場合）	163 円	244 円	387 円	567 円	82 円
4.	サービス利用に係る自己負担金（2割負担の場合）	326 円	488 円	774 円	1,134 円	164 円
5.	サービス利用に係る自己負担金（3割負担の場合）	489 円	732 円	1,161 円	1,701 円	246 円

生活援助

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
1.	サービス利用料金	1,790 円	2,200 円
2.	うち介護保険から給付される金額	1,611 円	1,980 円
3.	サービス利用に係る自己負担金（1割負担の場合）	179 円	220 円
4.	サービス利用に係る自己負担金（2割負担の場合）	358 円	440 円
5.	サービス利用に係る自己負担金（3割負担の場合）	537 円	660 円

通院等のための乗車又は降車の介助

	サービスに要する時間	
1.	サービス利用料金	970 円
2.	うち介護保険から給付される金額	873 円
3.	サービス利用に係る自己負担金（1割負担の場合）	97 円
4.	サービス利用に係る自己負担金（2割負担の場合）	194 円
5.	サービス利用に係る自己負担金（3割負担の場合）	291 円

※身体介護が中心である援助の後、生活援助を中心の援助をした場合。

	サービスに要する時間	20分から 25分増す毎に	
1.	サービス利用料金	650 円	※限度は1,950円
2.	うち介護保険から給付される金額	585 円	
3.	サービス利用に係る自己負担金（1割負担の場合）	65 円	
4.	サービス利用に係る自己負担金（2割負担の場合）	130 円	
5.	サービス利用に係る自己負担金（3割負担の場合）	195 円	

＊原則として負担割合証に応じた基本利用料の１割又は２割又は３割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

令和年8年6月1日より適用